

随意契約理由書

神戸市

件 名	西神・山手線駅放送設備分解整備(その2)
契 約 業 者 名	ジャトー株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号に該当

随意契約の理由

西神・山手線駅放送設備は、列車が安全・確実に運行するために重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持する必要がある。

その為、国土交通省令に基づく整備要領を定めて点検・整備を実施する。

本装置の主たる分解整備内容は、駅放送設備等の各機器仕様に基づく性能確認、総合動作確認及び機器整備であり、いざれも装置を開発・製作した製造業者（上記業者）が独自に定めた基準による判定が必要であり、他のメーカーでの施工は技術的に困難である。

これらの条件を満たすことができるのは、平成25年度に駅放送設備の更新工事を行った上記業者のみである。

以上の理由から本業務は、上記「ジャトー株式会社」と随意契約を締結するものである。

担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区 (電話番号 791-6584)
----------------	---------------------------------------